



# 乳幼児は、原則里親委託

## 10年以上、施設で暮らす子が1割います。

### 乳児院・児童養護施設で育つ子どもの入所期間の上限を設定し「子ども時代のすべてを施設で育つ子ども」をなくして下さい。

## ☆人生初期の施設養育(乳児院)は、脳の発達に甚大な影響を及ぼす！？

ルーマニアの独裁者チャウシェスクは、人口を増やすことで国力をたかめようと、子どもが4人以下の家庭に「独身税(少子税)」を課しました。出生率は激増しましたが、ルーマニアの大半の家庭は貧しく子どもを育てられなかったため、多数の乳幼児が国営の大型施設に遺棄されました。1989年には、17万人以上の子どもが施設で暮らしていました。

1989年のルーマニア革命により、チャウシェスクが処刑されてからも、ルーマニアの家庭は望まぬ子どもを国営施設に遺棄し続けていました。世界では、少なくとも800万人の子どもたちが施設に收容され、典型的な施設では、1人の大人が12~15人の子どもを監督しています。

施設養育よりも里親養育のほうが優れているという科学的な証拠を得るために、「ブカレスト初期養育プロジェクト」が2000年に開始されました。この研究は、ルーマニア政府の協力のもとで行われ、「施設での養育が乳幼児の神経的・感情的な発達に及ぼす効果」を、科学的な厳密さをもって調べる機会を提供しました。

無作為に抽出した「施設養育継続グループ」「施設から里親養育へ移行グループ」「施設に入ったことのない一般家庭グループ」の3つのグループの子どもたちを10年以上にわたって調べてきました。

※(註) 里子グループは、さらに2歳前に里親委託された子と2歳後に里親委託された子に分かれています。

その結果、「人生最初の2年間を施設で暮らした子は、里子となった者や施設に入ったことのない子に比べて、**知能指数が低く脳の活動が鈍いこと**」が分かりました。

人生最初の2年間を人間味のない施設に閉じ込められて過ごすことが心と脳に破壊的な影響を及ぼします。人生最初の2年間が感受期(臨界期)であり、この間に親密な感情的・肉体的な触れ合いを欠くと人格形成が妨げられます。



日経サイエンス 2013年8月号

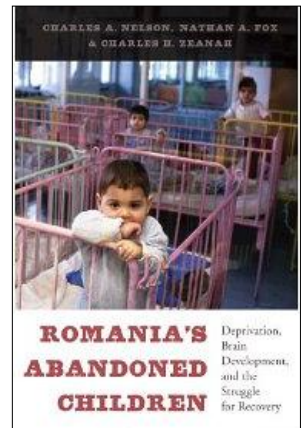
### チャウシェスクの子どもたち—育児環境と発達障害—

※日経サイエンス 2013年8月号より抜粋

- 施設收容児には言語発達に遅れがみられるが、1歳3~4ヶ月までに里子になった子は正常であり、里子になる時間が遅れるほど言語発達も遅れた。
- 施設に入った経験のある子供は皆、総じて脳が小さい。何歳で里子になっても灰白質の量に影響はなく、ずっと施設にいる子どもと同等だった。だが、灰白質の体積は里子のほうが大きい。

#### 世界が学ぶべき教訓

- 施設養育という人生初期の経験が脳の発達に甚大な影響を及ぼす。
- 施設養育に関連する重大な発達異常は里親による養育でも完全には修復されなかったが、子どもの発達がより健康的な方向へ変化したのは確かである。
- より適切な生活環境を体験し始めるのが早いほど回復しやすいという感受期(2歳前)を特定できた。
- 感受期ははっきり2年に限るのではなく、早いうちから両親の情愛を受けた育てられたほど、より正常な発達過程をたどれる可能性が高まる。



より詳しく知りたい方はこちらをご覧ください。  
Amazonより  
Kindle 版 ¥1,775  
ハードカバー ¥3,351

## ☆「夢がもてない 日本における社会的養護下の子どもたち」国際人権NGO HRWが報告書

2014年5月1日、国際的人権NGOヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch、以下HRW) は、「夢がもてない 日本における社会的養護下の子どもたち」と題した全89ページの報告書と25分の動画をプレス発表しました。

この報告書は、2011年12月から2014年2月にかけて、日本国内の4地方の200人以上にインタビュー調査を行い、まとめたものです。32人の社会的養護下にある7歳から17歳までの子ども、27人の社会的養護を経験した大人、このほかり親、施設管理者、施設職員や公務員、児童養護や保育の専門家などにも話を聞いています。

- ・施設収容への偏重はとくに乳児にとって問題だ。2013年には3,069人（大半が3歳未満の乳幼児）が乳児院に委託されている。国連の代替的養護ガイドラインは、子どもの代替的養護は特に3歳未満については家庭的な環境で行うべきとしている。東京にある乳児院の職員はヒューマン・ライツ・ウォッチに対し「夜になると手が足りません（中略）。何人もの子どもが同時に泣いていると、どうしても1人の子どもを抱いてあやしつ、他の子どもには枕ミルク（ベッドサイドに哺乳瓶を固定して子どもにすわせる方法）をせざるを得ないので」と話していた。
  - ・里親制度にも大きな問題があるとヒューマン・ライツ・ウォッチは指摘する。里親委託は4分の1が不調となり、そうした子どもたちは里親宅から施設に送り返されることになる。また里親には十分な研修・支援・モニタリングが提供されていない。
- ※HRW ホームページより



HRWのホームページよりPDF形式の報告書をダウンロードすることができます。  
<http://www.hrw.org/ja/news/2014/05/01-1>

そしてHRWは、日本政府に対し、施設依存型の社会的養護制度を改革し、適切なモニタリングと支援スキームに支えられた里親制度と養子縁組の利用を抜本的に増やすよう提言しました。

**乳児養育を施設から家庭に移行させる明確な計画の一環として、乳児院をすべて閉鎖すること。**

とくに乳児院については、「すべて閉鎖すること」と明確な提言を行っています。

## ☆アルジャジーラが Japan's throwaway children (日本の見捨てられた子どもたち)を放送



アラビア語と英語でニュースを24時間放送している衛星テレビ局「アルジャジーラ」(本社はカタール・ドーハ)は、日本の児童養護施設の取材を行い、Japan's throwaway children (日本の見捨てられた子どもたち)と題して放送しました。

この動画は、アルジャジーラのホームページまたはYoutubeで見ることができます。当会では、日本語のテロップの入った動画を作成しました。DVDでもお配りしています。

※動画を見たい方は、「[日本の見捨てられた子どもたち](#)」で検索してください。

## ☆BBCが Japan's institutionalised children (日本の施設収容された子どもたち)を記事に



BBC (英国放送協会)は、2014年9月6日、Japan's institutionalised children (日本の施設収容された子どもたち)と題したニュースを流しました。

英国、米国および他の先進国では、虐待・ネグレクトの子供は、多くの場合、里親家族と一緒に暮らしています。しかし、世界で最も豊かで進歩的な社会である日本では、そうではありません。日本の問題を抱えた子供たちの90%近くが、施設に措置されます。

33,000人の子どもたちは、現在、里親家庭に行くことができずに、社会の中でそのような施設に住んでいます。しかし、専門家は、全国の131の乳児院への入所は、それ自体が虐待であるとしています。

<http://www.bbc.com/news/world-asia-28636008>

## ☆児童の代替的養護に関する国連指針(国連ガイドライン)では、3歳未満は家庭養育が基本



SOS 子どもの村福岡 ¥2,000

2009年12月18日の国連総会決議で決定され、日本政府も賛同した「**児童の代替的養護に関する国連指針(以下「国連ガイドライン」)**」では、「**幼い児童、特に3歳未満の児童の代替的養護は家庭を基本とした環境で提供されるべきである**」とし、兄弟姉妹の分離防止や緊急の場合、家庭的養育までの短期間の養育のみを例外としています。

日本では、国連ガイドラインを遵守していない自治体が大半であり、乳幼児の家庭で育ち、健全に発達する権利が損なわれていることが明らかになっています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000018h6g.html> 厚労省 HP

## ☆「国連 子どもに対する暴力報告書(UN World Report on Violence Against Children 2006)では、**「3歳以下の乳幼児の施設集団ケアは国家による子どもへの暴力である」と提言**

### Impact of institutionalisation on children's health and development

The overuse of institutions for children exacts enormous costs on children, their families, and society.

Extensive research in child development has shown that the effects of institutionalisation can include poor physical health, severe developmental delays, disability, and potentially irreversible psychological damage.

The negative effects are more severe the longer a child remains in an institution, and in instances where the conditions of the institution are poor.

The risk of developmental and psychological damage is particularly acute for young children under the age of four, which is a critical period for children to bond to their parents or caregivers.

Even in a well-staffed institution, it is unlikely that the attention they might receive from their own parents would be replaced by staff.

One study on institutions in Europe found that young children (0-3 years) placed in residential care institutions without parents were at risk of harm in terms of attachment disorder, developmental delay and neural atrophy in the developing brain.

The study concluded that "The neglect and damage caused by early privation of parenting is equivalent to violence to a young child.

Inactivity, social isolation, and degrading conditions of living in institutions can lead to a decline in a child's social and psychological functioning.

After spending time in an institution, children can lose basic skills that they had upon entry, such as the ability to look after themselves and to develop caring relationships.

The physical condition of children in institutions may also deteriorate.

(URL) <http://www.unviolencestudy.org/>

### 施設収容における子どもの健康と発達への衝撃 P189

子どもの施設の濫用は、子ども、子どもの家族、および社会に莫大なコストを強要します。

子どもの発育における大規模な研究は、施設収容の影響として、貧しい体の健康、厳しい発育遅延、障害、および不可逆的心理学的な損害を示しました。

長期入所、そして、貧困な状態の施設ほど、子どもにネガティブな影響を与えています。

発達のリスクと精神的ダメージは、4歳以下の子どもにより厳しくです。そしてそれは、親や養育者との愛着形成に重要な期間です。

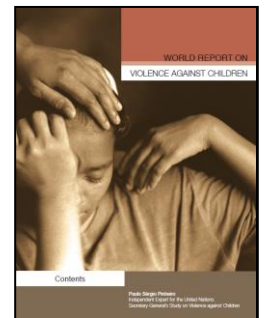
職員がより配置された施設でさえ、子どもがその両親から受けるかもしれない世話を職員が代わりに与えることはできません。

ヨーロッパの施設に関するある研究によって、両親のいない養護施設に置かれた幼児(0-3歳)が、愛着傷害、発育の遅れ、および神経萎縮による脳の発達へのリスクが生じることがわかりました。その研究では、「養育者のいないことによるネグレクトとダメージは、幼児への暴力に等しい」と結論を下しました。

不活発、社会的隔離、および施設に生きるという劣等な環境は、子どもの社会的、心理学的な機能の衰退につながります。

施設を出た後に、子どもは、当初持っていた基本的スキルを失う場合があります、自分たちの世話をし、思いやりのある関係を開発する能力などのように。

また、施設における、子どもの物理的な状態は悪化するかもしれません。(文責 sid)



## ☆国連子どもの権利委員会が勧告

国連子どもの権利委員会では、2010年6月に日本政府へ「親の養護のない児童を対象とする家族基盤型の代替的児童養護についての政策の不足、小規模で家族型の養護を提供する取組にかかわらず多くの施設の不十分な基準」などについて勧告しています。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/> (外務省HP)

### 乳幼児が施設養育で損なわれる危険性

#### —EUにおける乳幼児の脱施設養育施策の理論と方策—

…乳幼児施設養育という国家によるシステム虐待を考えるために…

この報告書は、EUにおける施設養育が乳幼児に与える影響についての学術調査研究です。

EUには、定員1名や2名の施設もあり、日本の平均60名の大集団児童養護施設とはかけ離れた状況です。この研究では、施設を「子ども入所型養育施設とは、親あるいは親代理をもたない子ども10名以上が(子どもより)はるか少ない人数の有給養育者が提供する養育の下で集団生活する場」と定義しています。

「乳幼児の親業型養育剥奪・施設養育」に関する論文2,624点を分析し、施設養育が損なう発達分野を、①社会的行動と他者との相互作用(人間関係)、②情緒的愛着関係の形成、③知的能力と言語能力、④脳の発達、の4つとし、それぞれに問題点を論じています。

「深刻な施設養育の弊害から養子縁組されれば、最初の2年間で回復することが多いし、十代の半ばまで改善は続く…が、**6ヶ月(年齢)までに養子縁組されない乳幼児は、その後障害や問題を抱え続け、苦しむ…彼らの約半数は、自閉症様行動、脱抑制型愛着障害、注意欠陥/多動、認知障害を示すことになる**」と、総括的結論が述べられています。また、これらの子どもに与える施設養育の解決の10段階モデルも提示しています。

※本文(30頁)は <http://satooya-renrakukai.foster-family.jp> まで

(○)は乳児院 定員充足率

乳児院の新規措置入数(里親委託児) (0歳~2歳未満) 平成24年度

都道府県/市	措置なし	措置あり
岡山県(0)	0	0
高知県(71.4%)	0	0
広島市(48.3%)	0	0
横須賀市(52.6%)	0	0
1 京都市(81.4%)	2	0
2 静岡市(20.0%)	6	4
2 浜松市(45.0%)	12	8
4 北海道(160.0%)	30	22
5 札幌市(47.5%)	12	14
6 岐阜県(88.6%)	4	5
7 沖縄県(75.0%)	8	11
8 大分県(95.0%)	15	23
9 新潟市(0)	3	6
10 新潟県(48.6%)	5	11
11 福島県(60.0%)	6	14
12 千葉県(71.8%)	19	46
13 愛知県(90.8%)	22	61
14 宮崎県(85.7%)	3	9
15 山口県(60.4%)	4	14
16 広島県(90.0%)	3	11
17 静岡県(86.0%)	7	29
18 さいたま市(222.2%)	5	22
19 三重県(88.6%)	7	31
20 山梨県(74.3%)	2	9
21 名古屋市(65.8%)	10	48
22 滋賀県(97.1%)	2	10
22 兵庫県(80.9%)	4	20
22 長崎県(77.5%)	1	5
25 山形県(58.7%)	2	11
26 仙台市(43.5%)	3	20
27 堺市(0)	3	20
28 福岡市(67.7%)	5	34
29 鹿児島県(76.7%)	5	37
30 北九州市(63.6%)	2	15
31 大阪市(82.8%)	15	116
32 神奈川県(68.2%)	5	40
33 大阪府(59.1%)	12	98
34 川崎市(60.0%)	3	28
35 埼玉県(77.4%)	15	142
36 栃木県(67.3%)	2	19
36 福岡県(95.7%)	2	19
38 青森県(38.6%)	1	10
38 鳥取県(88.6%)	1	10
40 福井県(53.1%)	1	11
40 和歌山県(95.0%)	2	22
40 香川県(62.1%)	1	11
43 長野県(87.7%)	3	35
44 奈良県(83.0%)	1	12
45 群馬県(87.5%)	1	14
45 富山県(52.5%)	1	14
47 横浜市(70.3%)	2	30
48 熊本市(60.0%)	1	16
49 東京都(80.7%)	14	321
50 茨城県(75.0%)	1	32
51 岩手県(62.8%)	1	20
52 宮城県(0)	18	0
53 秋田県(53.3%)	5	0
54 石川県(66.7%)	12	0
55 京都府(107.5%)	17	0
56 島根県(83.3%)	11	0
57 徳島県(55.6%)	3	0
58 愛媛県(76.7%)	11	0
59 佐賀県(76.2%)	10	0
60 熊本県(180.0%)	6	0
61 千葉県(55.0%)	7	0
62 相模原市(0)	10	0
63 神戸市(55.4%)	22	0
64 岡山市(20.0%)	12	0
65 金沢市(42.9%)	3	0
全国(75.9%)	296	1737

○ 里親委託児  
□ 乳児院入所児

乳児院をすべて乳児院に入所させている自治体は十五

(○)は養護施設 入所率

乳児院退所後の措置変更先(都道府県市別) (平成24年度)

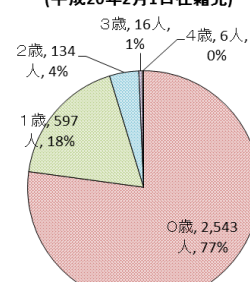
都道府県/市	里親へ	養護施設へ	その他へ
宮城県(272.9%)	0	0	0
相模原市(284.0%)	0	0	0
新潟市(170.0%)	0	0	0
堺市(76.4%)	0	0	0
1 大分県(79.1%)	6	1	0
2 札幌市(149.2%)	10	4	0
3 さいたま市(206.4%)	2	1	0
4 福岡県(89.9%)	8	5	0
5 新潟県(54.2%)	5	4	0
6 福島県(77.6%)	6	5	1
6 富山県(73.7%)	2	2	0
6 神戸市(48.8%)	9	9	0
9 沖縄県(77.5%)	6	5	2
10 山形県(91.8%)	4	4	1
11 滋賀県(90.8%)	3	4	0
11 鳥取県(74.6%)	3	4	0
11 川崎市(121.9%)	3	4	0
14 浜松市(51.0%)	2	3	0
15 鹿児島県(79.3%)	9	11	3
16 三重県(89.8%)	5	6	2
17 岩手県(79.6%)	1	2	0
17 奈良県(75.5%)	2	3	1
17 徳島県(67.9%)	2	3	1
17 静岡市(94.2%)	3	6	0
17 名古屋市(84.7%)	5	8	2
17 横須賀市(72.8%)	1	2	0
17 金沢市(75.5%)	2	4	0
24 栃木県(83.5%)	8	15	2
25 青森県(78.5%)	4	9	0
26 神奈川県(49.7%)	7	14	2
27 埼玉県(83.1%)	19	42	4
28 千葉県(81.2%)	7	13	4
29 岐阜県(83.5%)	2	3	2
29 長崎県(71.4%)	2	5	0
31 和歌山県(82.3%)	3	7	1
32 仙台市(46.2%)	7	19	0
32 横浜市(107.6%)	7	18	1
34 長野県(79.1%)	4	10	1
35 石川県(54.5%)	2	6	0
35 広島県(77.0%)	3	9	0
37 愛媛県(79.5%)	2	6	1
37 福岡県(75.2%)	4	14	0
37 佐賀県(73.6%)	2	7	0
40 茨城県(74.6%)	4	15	0
40 群馬県(72.1%)	4	13	2
42 山口県(81.6%)	3	10	2
42 香川県(93.4%)	1	4	0
44 愛知県(83.1%)	6	23	3
45 東京都(106.5%)	22	77	20
46 兵庫県(90.1%)	5	22	1
47 福井県(68.6%)	1	5	0
47 熊本県(87.1%)	1	5	0
49 宮崎県(88.4%)	2	11	0
49 京都市(83.3%)	2	10	1
51 大阪市(113.4%)	9	42	8
52 秋田県(81.4%)	1	5	1
52 静岡県(77.8%)	2	12	0
54 島根県(84.1%)	1	7	1
54 高知県(76.0%)	1	8	0
56 大阪府(79.0%)	4	41	7
57 広島市(97.1%)	1	14	0
58 北海道(80.7%)	0	3	0
58 山梨県(89.2%)	0	3	0
58 京都府(79.0%)	0	7	0
58 岡山県(77.8%)	0	7	3
58 千葉県(125.6%)	0	4	2
58 岡山市(72.3%)	0	4	0
58 北九州市(84.3%)	0	3	1
58 熊本市(92.9%)	0	11	2
全国(83.5%)	252	663	85

★日本の親が育てられない乳幼児の現状は…

厚労省調査によると、平成24年度の0~2歳未満児の新規措置数は、全国で2,033人です。そのうち里親家庭に行ったのは296人(14.6%)で、残りの1,737人(85.4%)は、乳児院に入所しました。(左図)

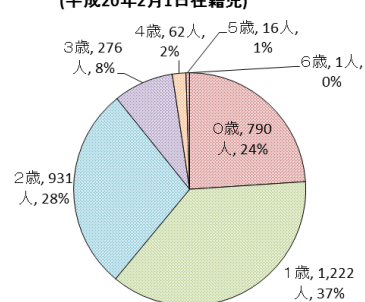
乳児院退所後の措置変更先は、1000人の乳幼児のうち、里親家庭・ファミリーホームに行けたのは252人(25.2%)で、663人(66.3%)の子どもは児童養護施設に措置変更されました。(右図)

乳児院在籍児童の措置時の年齢 (平成20年2月1日在籍児)



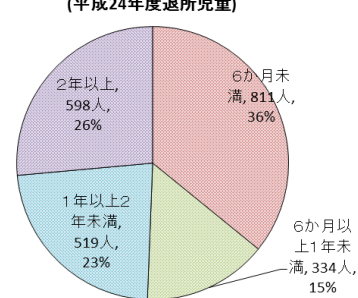
乳児院に0歳で入所する子どもは、2,543人で、乳児院に在籍している子どもの77%になります。

乳児院在籍児童の年齢 (平成20年2月1日在籍児)



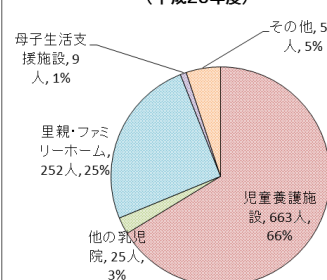
乳児院に在籍している子どもの年齢は、0歳児・1歳児で2,012人。全体の61%を占めます。

乳児院在所期間別退所児童数 (平成24年度退所児童)



乳児院に1年以上入所する子どもは、1,117人で、全体の49.4%を占めます。

乳児院退所児童の措置変更先 (平成23年度)



乳児院を退所し、里親家庭等に行くのは、252人(25%)で、663人は児童養護施設に行きます。

カンパのお願い

「乳幼児は原則里親委託」キャンペーンのチラシ作成や各種活動に資金が必要です。カンパしていただくと助かります。口座みずほ銀行 0001 上池上出張所 318 普通 1653549 オヤカソダテラナイコトモチニカテイサトオヤレラカキ